平成２２年（フ）第１９号
岐阜県揖斐郡大野町大字西方869番地３
債務者　平野　龍照
１　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
愛知県豊田市平和町４丁目91番地１　ルミネス宮治301号
債務者　河田由紀美
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地69棟104号
債務者　吉田　明美
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
三重県伊勢市勢田町879番地
債務者　整体院風こと　溝田　孝幸
１　決定年月日時　平成22年３月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
三重県伊勢市勢田町879番地
債務者　ダイアナ11こと　溝田　啓子
１　決定年月日時　平成22年３月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
三重県志摩市磯部町穴川1072番地
債務者　米奥　友歌
１　決定年月日時　平成22年３月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
和歌山県西牟婁郡白浜町116番地
債務者　十河　唯昭
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２４号
山口県宇部市北小羽山町１丁目５番11―501号、前住所山口県宇部市大字東須恵240番地２
債務者　松尾　和枝
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２６号
山口県山陽小野田市大字小野田870番地36
債務者　藤重　貴美
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１００８４号
大阪府豊中市走井１丁目21番９号
債務者　坂田　良輔
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８０号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目８番５号
債務者　河本ふさよ（旧姓川渕）
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６号
長崎県長崎市江川町240番地２　県営住宅江川団地Ｂ棟201号
債務者　栗野　道夫
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
栃木県足利市堀込町2914番地９　ハイツサンスイＡ―２、前住所栃木県足利市堀込町1001番地13
債務者　野本　雅幸
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２４号
栃木県足利市堀込町2914番地９　ハイツサンスイＡ―２、前住所栃木県足利市堀込町1001番地13
債務者　野本　知子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３６号
栃木県佐野市米山南町21番地１　市営住宅２―102
債務者　石田　朋子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６５９号
静岡県浜松市浜北区豊保321番地の58
債務者　谷　　俊介
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５　県営吉浜住宅４棟402号、旧住所愛知県知立市長田２丁目９番地　知立グリーンハイツ２―Ａ号
債務者　原エレノールこと　ハラ　エレノール　グラモンテ
１　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月12日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係